

## 第 20 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 10 月 6 日（金） 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**  
2 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史  
6 番 金子俊博、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘  
**【推進委員】**  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫  
7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】** 1 番 小谷健児、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一  
10 番 垣谷征志、13 番 ハジィフ泉  
**【推進委員】** 3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（4 件）  
議案第 2 号 非農地証明願について（2 件）  
議案第 3 号 形状変更届について（1 件）  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について  
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは、早速議案に入りたいと思いますが、今日は欠席が多くて、7名欠席があります。

〇〇君、〇〇さん、〇〇さん、〇〇君、〇〇さん、〇〇君と、それから〇〇さんが欠席ということでございますが、会のほうとしては、成立しております。

それで、議事録の署名委員ですが、今日は〇〇さんと〇〇さんをお願いをしたいと思います。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請について4件出ております。

1番より、部局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい。

ページを1ページめくっていただきまして一覧表のほうで、進めさせていただきたいと思っております。

議案第1号、農地法第3条、耕作目的による農地の権利移動、の規定による許可申請、です。

4件のうち番号1番からいきます。

譲渡人が、お2人で〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんとなっております。

譲受人は、〇〇の〇〇さんとなっております。

申請地のほうにつきましては〇〇です。

登記簿の、地目としましては宅地で、現況が畑ということで、今回3条の申請が行われております。

それに加えまして今回、下のほうに地籍調査というふうで116㎡とか書かせていただいておりますが、こちらのほうがですね、令和2年度6月に認証となっております、今後、地目がこっちの畑のほうに変わるような、予定となっております土地となっております。

こちらのほうの土地につきましては、所有権移転後許可ありしだい〇〇がされるというような、予定となっております。

3ページからお願いいたします。

3ページが、航空写真のほうとなっております。

赤枠で囲っている部分が、申請地のほうとなっております。

現況としましては、畑が、登記は宅地ということです。

右の4ページのほうが地図になります。

5ページが拡大の航空図となります。

6ページのほうが、公図になります。

7ページが現況のほうの写真になります。

一部、今現況は草がちょっと生えてますが、小屋のような倉庫のようなものを含んだところでの〇〇となっております。

8ページの調査書のほうを読み上げさせていただきます。

譲受人が〇〇さんで、譲渡人が〇〇さんと〇〇さんとなっております。

第2号第1号の全部効率の利用につきましては、従来通り譲受人が営農する状況等から見て耕作の事業に供するべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業に従事される方は、〇〇となっております。

所有機械としましては、耕運機、軽四自動車、運搬車、消毒機、草刈り機となっております。項目としては該当しません。

第2号と第3号につきましても、該当はありません。

第4号の農作業の常時従事につきましては、譲受人の配偶者が農作業を行う日数として200日を予定されております。該当はしません。

5号につきましても該当はありません。

6号の地域調和につきましては、所有権移転後、許可があった後は、同じ果樹を、栽培をする予定ということになっております。

またそれによって、周辺への農地への影響はないと見込まれます。

今回ちょっと、〇〇さんのほうが欠席ですが、〇〇さんのほうから事前にちょっと連絡がありまして、譲受人の〇〇さんのほうにも確認をして、今後、農作業のほうが間違いなく行われるということは、確認が出来ましたということで連絡をいただいている状況となっております。事務局のほうからは以上です。

議長 はい。

今、事務局のほうからの説明がありました。

担当委員は今日欠席です。

はい。

ということですが、今、〇〇さんの意見もあって、問題ないというような、意見があったそうですが、この件につきまして、何か質疑、質問ある方。

小屋も含めて。

事務局 はい。小屋やと思うんですけど。そこですね、ここの部分は、けど、その前の部分、ちょっと今草生えてますけど。

議長 譲渡人が2人になってくるのは。

事務局 〇〇で、相続人が2人に分かれ二分の1の相続ですね。

事務局 はい、わかりました。

議長 何か質疑ありませんか。

はい、〇〇委員。

〇〇委員 8ページの1番下のところという、同じ果樹と書いちょうが。なんの果樹やろうか。

事務局 みかんと書いています。

議長 柑橘ですね。ほかに何かありませんかね。ないですかね。  
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。  
3条許可申請の1番につきまして、承認をされましたかた、挙手願います。  
挙手多数です。  
1番につきましては、承認をされました。

議長 続きまして、完了許可申請の2番、それから3番、について、同じ人ですので、2番3番、一緒に一括でやりたいと思います。  
事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい、議案第1号の2と3番のほうを、説明させていただきます。  
まず2番のほうです。  
1ページをお願いします。  
譲渡人が、〇〇の〇〇さん。  
譲受人は、〇〇の〇〇さんです。  
申請地は、2筆で、一つ目が、〇〇の〇〇、登記簿の登記地目は畑となっております。  
面積は114㎡で2つ目が、〇〇の〇〇で、地目は畑で、面積は113㎡となっております。  
こちらも所有権移転の許可があり次第の〇〇の予定となっております。  
続きまして3番のほうに移ります。  
譲渡人が、〇〇の〇〇さんです。  
譲受人が〇〇の〇〇さんです。  
申請地は、〇〇。  
地目は畑で113㎡となっております。  
所有権の移転の許可があり次第、〇〇の予定となっております。  
写真等が9ページからと思っております。  
9ページのほうが2筆で、航空写真となっております。  
右のほうにマルで囲ってあるあたりが、対象の申請地となっております。  
10ページが地図で、ちょっとわかりにくいですが11ページが拡大図です。  
家の裏のほうに1筆ずつあります。  
12ページが公図となっております。

13 ページが、わかりにくいんですが、裏のほうからですね、申請地をとったのが 13 ページです。

見えるところがこの角度しかなかったので、ここからしか取れませんでしたけども中に○の○のようなものがありました。

14 ページが、申請地にあたります、真ん中の、向こうに○○が敷かれている手前ぐらいから、こちらのサッシの端ぐらいまでは恐らく、敷地境界になると思われます。

議長 違うとこ取っちゃうね。これ、場所が違うがやないろうか。

反対側を撮っちゃうね。

事務局 15 ページが、調査書になっております。

読み上げさせていただきます。

譲受人が、○○さん。

譲渡人が、○○さんです。

全部効率の利用につきましては、申請地は、譲受人の家に隣接した、農地となっております。

利便性も高く、従来どおり営農する状況ということで耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

農作業の従事者としては、御本人で、所有機械としては、トラクターと、管理機となっております。

該当はしません。2号と3号につきましても該当はありません。

4号につきまして農作業の常時従事につきましては、譲受人の世帯人は、農作業を年間300日の従事日数を予定されておりますので該当はありません。

5号につきましても該当なく、6号につきまして地域調和で、所有権の移転後につきましては現在と同様の利用形態を維持するという予定となっております。

またそれによって周辺の農地への影響はないものと見込まれますので、該当はありません。

続いて16ページからが、もう一つの3番目の申請のほうになり航空写真となります。

右のほうの丸い円の中が、申請地となっております。

家の前のあたりの畑となっております。

16ページが地図です。

17ページが拡大の地図、18ページ航空写真となっております。

19ページが、公図です。

20ページは現況の写真となっております。

奥の家のカドが向こうの敷地境界線というふうな形になります。

21ページ、調査書のほうを読み上げさせていただきます。

譲受人は、〇〇さんで、譲渡人は、〇〇さんとなっております。

1号の全部効率の利用につきましては、先ほどと同様で、居住区域に隣接した地域農地となっており利便性も高いです。

また、従来どおり営農する状況から見て、耕作の、事業に寄与すべき農地の全てを効率的に利用できるものが見込まれます。

農作業の従事者は、御本人で所有機械はトラクターと管理機となっております。

該当はありません。

2号3号につきましても、該当はありません。

4号につきましては、年間、300日の作業従事の予定となっておりますので、該当ありません。

4番、5号につきましても、該当はなく、6号につきましても、地域調和で、所有権移転後につきましては、現在と同様の利用形態で維持する予定となっておりますので、周辺農地への影響はないものと見込まれます。該当はありません。

事務局からの説明は以上です。

議長

はい。

今、事務局のほうから、2番、3番につきまして説明がありました。

担当は私でございますので、〇〇君に、先日、話も聞いてきました。

以前、8月ぐらいでしたかね、〇〇君の議案が出てました。

同じところですよ。

〇〇君の家の隣ですんで、そこに3筆ぐらいありまして、この譲渡人が、元は〇〇ですて、〇〇さんという方へ〇〇に行って、その方が亡くなられて〇〇さんという人は〇〇さんのようです。そのときに同じようにだしちゃったがですけど、登記の名義変更が出来てなかったということで、今回まだ、このように出てきたそうです。〇〇さんにつきましても〇〇さんという方がおられましたがその方の名義になってまして、今この〇〇の名義に変えたということで、今回ここが出てきたので前回出てきたこと、同じことです。

同じところに3筆残っていたということで、〇〇君は家の隣でもあるし、譲ってもらいたいと、今の段階では、路地のニラでも植えようかと、いうことで将来的には、家の畑やかから、〇〇が3人おるので、将来的には〇〇の家を建てたいけど、今は何も露地のニラでもつくろうかということでございました。

そういうふうな話でございまして、特に周辺にも問題はないかと思えます。

私のほうから以上です。

議長

何かこの件につきまして。はい、〇〇さん。

〇〇委員

現状で、荒らしたままでやるということ。

議長 いや、この2番については何か反対のほうから撮ったみたいで、別なところ道のほうから、撮ったら1番よかった。これは裏側でハウスもない。  
宅地の隣で、そこは今はちょっと草が入ってるけれど、トラクターでたたいたらすぐに畑になる。  
ほんで、一時は露地のニラでも作るいうて、そういうあれですけど将来的には、家を建てたいと、そういうことです。  
そんなに荒らすとかなないように、きちんと管理はせないかんと、こういうふうにも申請者には言うてます。いいですかね。  
はい、ほかに何か。  
ないですかね。  
なければ、2番と3番、一括で承認を受けたいと思いますが、いいですかね。  
はい。  
それでは3条許可申請の2番と3番につきまして、承認されますが、挙手を願います。  
はい、挙手全員です。  
2番と3番につきましては承認をされました。  
続きまして、3条許可申請4番につきまして、事務局のほうから説明いたします。

事務局 はい、番号4番のほうです。  
ちょっと、先に修正をお願いします。  
22ページの写真のところで、赤枠が2筆分がちょっと、赤枠でかかっているんですけど真ん中で分筆で、枝番1のほうは左側のほうが対象農地となっております。

議長 これ半分上げるが。

事務局 はい左側半分です。  
はい、ここ2筆分です。  
24ページも、2筆分になってますんで、真ん中で、枝番1が左側になりますので、隣がと〇〇なります。  
1ページのほうに戻らせていただきまして、番号4番のほうになります。  
譲渡人が、〇〇の〇〇さんです。  
譲受人が、〇〇の〇〇さんです。  
申請地のほうは、〇〇です。  
登記簿の地目としましては、雑種地となっておりますが、現況のほうは畑ということで今回申請が上がってきているものです。  
面積につきましては、321㎡となっております、所有権の移転の〇〇を予定されており、許可があり次第、〇〇のほうが行われる予定になっているということです。

22 ページからが、写真となります。

22 ページの赤枠で先ほど修正いただいた左側半分が、今回の〇〇の土地となっております。

左下に〇〇がある場所で〇〇になります。

23 ページが、地図のほうになります。

24 ページが、航空写真の拡大図です。

25 ページが公図となっております。

26 ページが現況写真となっております。

前の〇〇の前の通りの道路側からとなっております。

27 ページの調査書のほうを読み上げさせていただきます。

譲受人は〇〇さん、譲渡人は、〇〇さんとなっております。

1号の全部効率利用につきましては、譲受人が耕作の手伝いをしている、農地であり、従来どおり営農する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者は〇〇で、所有機械は耕運機とコンバインと田植機となっています。

該当はありません。

2号、3号につきましても、該当はありません。

4号の農作業従事常時従事につきましては、年間150日の農作業の従事予定となっておりますので、該当はありません。

5号につきましても、該当はありません。

6号の地域調和につきましては、所有権の移転、許可後につきましては、季節ごとの野菜をつくられる予定ということです。

それによって、周辺農地への影響はないものと見込まれます。

該当はありません。

事務局のほうからは以上です。

議長 はい。

今、事務局のほうから4番につきまして説明がありました。

担当委員さんのほうで補足説明ありましたらおねがいします。〇〇さん。

〇〇委員 はい。

申請者は〇〇です。26ページを見てもらったらと思います。

今からも野菜を作るので、何ら問題はないと思います。

議長 はい。

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。



3条許可申請の4番につきまして承認されます方、挙手お願いします。

はい、挙手全員です。

4番につきましても、承認をされました。

これで3条は終わり、それでは議案第2号、すいません訂正をお願いします。

議案第2号、非農地証明願が2件でておりますが、1番のほうから説明をお願いします。

事務局

はい、すいません2ページの、左上議案第2号の非農地証明願2件で、お願いします。その下の、すいません、議案第4号になりますがこれ議案第3号です。

形状変更のほうは議案第3号でお願いいたします。

まず、議案第2号非農地証明願2件の番号1番からいかせていただきます。

2ページの番号1です。

願出人は、〇〇の〇〇さんと、〇〇の〇〇さんとなっております。

土地の持分としましては2分の1、2分の1という形で、願出地としましては〇〇、登記地目は畑です。

その下の地籍調査が、先ほどの3条申請でもありましたように、1番でもありましたように、地籍調査が、〇〇に認証されておまして、公衆用道路として今後、地目が変わる見込みとなっております。

面積のほうも、52㎡となっておりますが、14㎡にかわる見込みです。

願出理由としまして、当該土地の奥に、住宅、現在は農地があります。

その、行き止まりとして、以前は道として使われていましたが、今回、国土調査に基づく地籍調査によって地目が、公衆用道路、面積14㎡として、認証がされております。

28ページからが写真となっております。

28ページは航空写真となっております。

先ほど説明のあった赤枠の左側が〇〇、3条のほうで申請があった部分でこちらが、〇〇となっております。

29ページが、地図です。

30ページが拡大の航空写真となっております。

31ページが公図となっております。

32ページが、現況の写真となっております。

地籍調査の関係で今後、地籍が、畑から、公衆用道路になることもありますので今回非農地のほうは問題ないかとは思いますが、説明のほうは以上です。

事務局

はい。

今、事務局のほうから説明がありました。

非農地証明、これはあれやろか、その先に出とった畑が、50何㎡で、道としてやれるものが14㎡ございます。

はい。

このもともとは3条申請のほうは50何㎡でしたが  
実際地籍ではかったら、116㎡であったと。そこも修正される予定です

議長 今回はこの赤枠のところを非農地にしたいと。

事務局 ここは非農地で申請が出てます。  
これ、もともと、というか、昔は使ってた道路みたいなんですが、もう奥に家がなくなっ  
たので、もう使うことがない、なくなったということです。  
もともと道路や道路で、公衆用道路というような名目で今、地籍のほうは変わる見込みに  
なっています。

議長 ではこの人の土地ではないのでは。

事務局 この人の土地ではあるんですけど、通路なんでみんなが使う、奥への行くへのアクセス道  
として使わせてあげていたが私有地ではあります。誰か担当委員さんのほうで言うても欠  
席やね。

はい。

わかりますかね、この道路の部分が、非農地証明ということでございますが、何かこの件  
に関しまして質疑はありませんかね。

はい〇〇さん。

〇〇委員 これ、道路いうても、柵しちょうやいか。柵は調査のあとにしたがやろうか。

議長 今は使いよらんということで。私有地なもんで、現在は道路としては使いよらんけども、  
以前使いよったということやけん、あとからしたがやろうね。

〇〇委員 地籍調査に道路としたら、先に申請のあった方は使えんということよね。

議長 赤枠で囲っているところだけ、道路ということで非農地ということで申請がされていま  
す。

〇〇委員 細かい話になるけど、今の登記は畑やいか。これまでずっと畑で〇〇されてきちょうら  
ね。地籍調査で道路ということで、〇〇はとられんわね。

事務局 この公衆用道路というのが、どういったものであるのか、確認しないとイケないです。  
私道という扱いだと思います。公衆というのはあくまでもみんなが使うという意味だとお

もいます。

〇〇委員 　しかし、柵したら通れんわね。

議長 　奥の人が通りよったということよね。

事務局 　はい。この奥に家があったということです。

〇〇委員 　道路よね、公衆用なのか私有地になるのか。

議長 　これ見る限りでは、地籍調査のばあい私有地のようになっています。含まれています。

事務局 　所有者も申請者になっています。

議長 　写真ではフェンスの内側になっていますが、外側やないがですかね。

〇〇委員 　私有地やけんど、みんなが道として使いようがために、非農地としてくれというならわかるがやけど。

議長 　現在はつかいよらんがよね。私有地で道路として使いよらんがやったら、非農地にせんでもかまんわね。

〇〇委員 　もう一つ確認。先の5.2㎡は地籍調査で実測は1.4㎡やったということ。

議長 　そうです。

事務局 　今の登記上では5.2㎡あります。しかし、地籍調査で実際にはかったら、1.4㎡やったということです。人が通るくらいの面積です。

議長 　フェンス越しということで、どのように利用するのかがわかりにくい。なぜここだけ非農地にするのかがわからない。

〇〇委員 　もう一回ちゃんと確認してからにした方がいいのではないか。

議長 　保留ということにしますか。

代理人の〇〇さんにでも確認してください。次の会にまわさせてもらおうか。担当委員さ

んにも確認してもらいましょう。再度、来月の定例委員会でということで、いいでしょうか。非農地証明願の1番につきましては保留ということにさせていただきます。

議長 続きまして非農地証明願の2番、事務局のほうから説明をお願いします。はい。2ページの番号2番で非農地証明のほうで、願出人が〇〇の〇〇さんです。願出地は〇〇、地目は畑となっております。面積は12㎡です。願出理由としましては、昭和54年5月1日に〇〇の農地から、コンクリートを打設した散水施設が、分筆して雑種地として属した土地となっており、その後、オイル等の物置として現在に至っているという状況のようです。33ページから37ページが、写真等になります。真ん中の四角い枠の当たるあるあたりが、願出地になります。奥に御坊畑の集会所があります。34ページが、35ページは拡大図で画像が荒いんですが、すいません、なかなかちょっと拡大が出来なかったです。36ページが公図になっております。37ページが現況の写真となっております。事務局のほうからは以上です。

議長 はい。事務局のほうから説明がありましたが、担当委員さん〇〇さんですか。はい。〇〇さん、どうぞ。

〇〇委員 3日に〇〇委員と、現地にいきました。それで〇〇さんは、〇〇の方であったこともないんですけど、〇〇さんに現地を案内してもらって、説明をうけました。何でこんなことになっておるかとか聞き、登記簿も全部見せてもらって37ページの〇〇さんの家を売買するとき、分筆してくださいという書き物もありました。

議長 ここだけ。

〇〇委員 ここだけ。33ページの赤字で書いてあるところがあります。この付近が〇〇さんの土地で、ここに50年ほど前か、サツキを植えていました。そのサツキに水をやるために、非農地と出てききちょうところに、ポンプとタンクをつくって、

それで、〇〇の土地を分筆してあったと。

それで先月か出てきたの。

売買の3条で、それで調べよったらここが残っちゃったと。

ということで、恐らく、この非農地証明をもらったら、売買というながれになる。

農地でやったらまたややこしいなるいうことで。

非農地にしてください。

現在ではもう畑として、農地としてはとかいう状態ではありません。

議長

見るからにもう非農地よね。農地じゃないわね、もう。そういうことだそうですが、何かこの件につきまして、質疑ありませんかね。

ポンプとして利用しよったということでもうほとんどもう畑ではないということですが、ないですかね。

なければ、なければ承認を受けたいと思います。

この非農地証明願、2番につきまして、承認をされます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。

2番につきましては、承認されました。

それでは、議案第3号、農地形状変更届が出ております。

事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

はい。

2ページの下、議案第4の修正していただいて第3号形状変更届 報告事項ということで1件、あがっております。

番号1番で届出人は、〇〇の〇〇さん、届出地は、〇〇で、地目は田となっております。面積は841㎡、形状変更の届出理由としましては、現状の田から、畑に変更をするための形状変更届出という形になります。

38ページからが、写真等になります。

38ページが、航空写真、39ページが、公図となっております。

40ページが、航空写真の拡大で、現状ちょっと今、〇〇が通っている関係で、地形がちょっと違うとは思いますが41ページが、公図になります。

42ページが、現況の写真となります。

43ページが、工事図面という形になります。

土地の高さは30センチの盛土をして枠も30センチ、両脇の境界からはあけて、盛土をされるという形。

周囲を、溝があるような形で、土を盛って形状変更をされる予定との届出となっております。事務局のほうからは以上です。

議長 はい。  
今、事務局のほうから説明がありました。  
担当委員さんのほうで、はい、〇〇委員。

〇〇委員 届出人は〇〇であります。  
今作りようところがシシトウをつくりようがですけど、病気がでて、もう連作できなくな  
ったと。  
それで新しい土地に植えたいんですけどここは水はけが悪くて、今のままではちょっとシ  
シトウをつくれないということで、業者に頼んで、かさ上げをして、シシトウが作れるよ  
うにしたいということでございます。

議長 はい。  
今、〇〇君のほうから、連作障害で作れないので、ここかさ上げしてつくりたいというこ  
とでございますが、何かこの件につきまして、質疑、質問ありませんか。  
小屋は〇〇さんの小屋ですか。

〇〇委員 はい。耕運機を入れたりしています。

議長 この隣は田んぼですか。

〇〇委員 すべて田んぼです。

議長 これは、人の土地ですか。

〇〇委員 人の土地で了解は得ているとのことです。

議長 はい、では周辺の了解、同意はもらっていると。

〇〇委員 はい。

議長 では、何かこの件につきまして、質疑ありませんかね。  
田んぼを畑とすということでございます。  
農地にはかわりなく周辺の同意も得てるということでございますが、いいですかね。  
はい。  
それでは、承認を受けたいと思います。  
この形状変更届願につきまして、承認されます方の、挙手願います。

はい、挙手全員です。

形状変更届につきましては、承認されました。

議案第3号は終わりました、議案第4号、農業経営強化基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積の決定について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

はい、当日資料の、議案第4号と書かれた資料をお願いいたします。

1ページの相対の分から進めます。下の黒い太い線があると思いますけど2ページに、その上側が相対の契約となります。

下の3件が中間の利用権設定となっておりますので上のほうの、個人間の相対の契約のほうを、先に確認をさせていただきたいと思います。1番上の5の40番です。

貸付人は、〇〇の〇〇さん、借受人は、〇〇の〇〇さんです。

設定の期間としましては、令和5年10月6日から令和15年の10月5日となっております。

利用権を設定する土地としましては、〇〇で現況は、田となっており、農用地区域となっております。

面積は546㎡で作物は水稻となっております。

10アール当たりの賃料としましては、〇〇円で利用権の種類としましては〇〇となっております。

経営面積は設定前4275㎡から、4821㎡となります。

設定としましては再設定となっております。

次に、5-41番です。

貸付人は、〇〇の〇〇の〇〇さんです。

借受人は、〇〇の〇〇となっております。

設定期間は、令和5年10月6日から令和15年10月5日となっており、利用権の土地としましては、〇〇、地目は畑で、農用地区域となっております。

面積は946㎡で、作物は果樹となっております。

賃料は、10アール当たり〇〇円。

利用権の種類としましては〇〇となっております。

経営面積につきましては、設定前、32万7180.53㎡から、32万8126.53㎡で、新規の設定となります。

次に、5の42です。

議長

ここだけでいいがやない。全部〇〇やけん。

事務局

以下は貸付人だけを確認させていただきます。

5の42が、貸付人が、〇〇さんで、下の5の43が、〇〇の〇〇さんです。

5の44が、〇〇の〇〇さん。

下の5の45番が、〇〇の、〇〇さん、下の5の46が、〇〇の、〇〇さん、5の47が〇〇の〇〇さん、5の48が、〇〇の〇〇さん。

5の49が、さんとなっております。

借受人は全て〇〇となっております。

期間は同様に令和5年10月6日から、令和15年10月の5日までとなっております。

3ページ目以降に利用権の設定の契約書が添付しております。

御確認をお願いいたします。

引き続きまして下の2ページの5の50番です。

中間管理の設定となっております。

貸付人が、5の50が貸付けには〇〇の〇〇さんです、借受人が、〇〇となっており、貸付期間としましては令和5年12月6日から令和10年の12月5日となっております。

利用権設定する土地としましては〇〇で、地目が田で農用地区域、となっております。

面積は1088㎡で、稲の水稲の予定、水稲で10アール当たりの貸賃が〇〇円の賃借権での設定となっております。

下の5の51番です。

貸付人が〇〇の〇〇さん、借受人が、同じく〇〇となっております。

期間は令和5年12月6日から令和10年の12月5日で、〇〇ので、現況が田で農用地区域となっております。

面積は2564㎡で水稲の10アール当たりの貸賃が〇〇円の賃借権での契約となっております。

設定としましては新規の設定となります。

下の5の52が、貸付人が〇〇の〇〇さんで、借受人は主に公社で期間が令和5年12月6日から令和10年の12月5日までとなっております。

土地の設定する土地としましては〇〇で、現況は田となっております。

農用地区域内です。

面積は2,688㎡で、作物水稲となっており、10アール当たりの貸賃は〇〇円で、〇〇での契約となっております。

新規の設定となっております。

事務局のほうの説明は以上です。

議長                   これは、〇〇から〇〇にということよね。

事務局                そうですね。〇〇の〇〇で一旦、借受けをしましてその後、〇〇のほうに、利用権を設定する流れというふうになります。  
以上です。



議長 はい。  
今、事務局のほうから〇〇の設定につきまして、説明がありましたが、何かこの件につきまして質問、質疑ありませんか。はい、〇〇さん。

〇〇委員 〇〇さんはかなりの数契約しているが、全部つくってくれるのでしょうか。

議長 〇〇さんについてはね、あっちこっちでもつくって問題ないと思います。  
いいですかね、何か。ほかに何かありませんかね。  
この利用権の徹底につきまして大事ですかね。  
はい、ないようですから、承認を受けたいと思います。  
利用権の設定、議案第4号ですが、承認されます方、挙手願います。  
はい、挙手全員です。  
議案第4号、利用権の設定につきましては承認をされました。

議長 議案第5号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということで、議案第5号につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 当日資料の議案第5号と書かれたものをお願いいたします。  
認定農業者の経営改善資金借入れ計画に関する協議ということで、1件、出てきております。  
1 ページめくってもらったところが、申請書となります。  
申請者のほうは、〇〇さんで、〇〇の〇〇  
2 ページ目が事業計画となっております。  
3 ページ目の事業資金計画その2というところをお願いします。  
中段付近の事業計画としまして事業の種類はP0更新ということになっております。  
事業費としましては、資金計画としましては、所要資金が〇〇円で、全てこの借入金による計画となっております。  
4 ページが収支計画表、となっており、5 ページからが見積書と、カタログとなっております。見積りは〇〇円の見積りとなっております。  
8 ページが、借入申込みの申込書となっており、9 ページが納税証明書、10 ページ以降が、認定の申請書となっており、最終のページ13 ページが、農業経営改善計画の認定証となっております。  
事務局のほうからは以上です。

議長 今、事務局のほうから借入金に関する説明がありましたが、この件につきまして、質疑質問ありませんかね。

〇〇君は今ハウスづくりで、〇〇君今何づくりようがかね。

〇〇委員 イチゴと芋、レモンです。

議長 多分ハウスの外側のポリだと思います。  
何か、この件、借入金について、質疑ありませんか。  
償還はどんなになっていますか。  
最終償還日が10年の5月31日になっており、3回やね〇〇、。  
何かないですかね。  
〇〇の資金ということで、ないようでしたら、承認を受けたいと思います。  
この借入金につきまして承認されます方、挙手を願います。  
はい、挙手全員です。  
議案第5号につきましては、承認されました。

(午後3時15分終了)